

保安林の皆伐面積の残存許容限度の公表について

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する令和8年3月31日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和7年9月1日

東京都知事 小 池 百合子

保安林の種類	単位区域	同一単位とされる区域	皆伐面積の残存許容限度 (ha)
水源涵養保安林 ^{かん}	多 摩 川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	647.72
	秋 川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	241.05
	浅 川	八王子市の区域	74.98
	計		963.75
土砂流出防備保安林	多 摩 川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	53.04
	秋 川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	17.68
	浅 川	八王子市及び町田市の区域	15.63
	大 島	神津島村の区域	0.50
	八 丈 島	八丈島八丈町の区域	81.54
	計		168.39
土砂崩壊防備保安林	秋 川	あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域	0.58
	計		0.58
干害防備保安林	秋 川	西多摩郡檜原村の区域	0.78
	大 島	大島町の区域	1.86
	八 丈 島	八丈島八丈町の区域	0.40
	小 笠 原 諸 島	小笠原村の区域	72.60
	計		75.64
落石防止保安林	多 摩 川	西多摩郡奥多摩町の区域	0.06
	秋 川	あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域	0.18
	計		0.24
保健保安林	多 摩 川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	16.38
	秋 川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	21.68
	浅 川	八王子市及び町田市の区域	6.58
	計		44.64